

## 建設発生土の受入基準等

### 受入できない建設発生土

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当するもの。
- 2 土壌汚染対策法の区域指定された地区（注）における工事からの建設発生土及び汚染土壌の除去を目的とするもの。
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域（注）に該当する工事からの建設発生土。
- 4 「産業廃棄物混入土砂」  
（セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチックなど）  
「一般廃棄物混入土砂」  
（ごみ・塵埃・瓶・缶・草木など）
- 5 受入基準を超える建設発生土に化学的改良（不用液や無害化）を加えたもの。
- 6 改良剤（セメント系、珪酸塩系等）が含まれているもの
- 7 その他、東京都港湾局が不適当と認めるもの。

受入できる建設発生土は以下の条件をすべて満たすものとします。

- 1 建設発生土の物理性状に係る受入基準  
表一1又は表一2「含水比・最大径・臭気」の基準を満たすもの
- 2 建設発生土の化学性状に係る受入基準  
(1) 表一1又は表一2 試験項目及び判定基準45項目を全て満たすもの  
※ 表一1及び表一2の検定項目は変わっていませんが、(38)、(41)～(45)の項目について、検定方法が異なります。  
(2) 工事の区分により、土壤検定試験書及び土壤調査書を提出すること。
  - ① 土壤検定試験書の提出
    - ア 対象工事  
(ア)～(カ)のいずれかに該当する工事とする  
(ア) ~~1件工事（1発生地）で500m<sup>3</sup>以上の建設発生土が発生する工事。~~  
※ 未検定土の受入は行っておりません。  
(イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月22日 条例第215号・以下「環境確保条例」という。)別表第1に掲げる工場及び同別表2に掲げる指定作業場（注）で施工するもの。  
(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設（注）の敷地及び跡地内で施工するもの。  
(エ) 河川（敷）で施行するもの。（旧河川（敷）を含む）  
(オ) 建設発生土の発生する工事場所がトンネル等であるもの。  
(カ) その他東京都港湾局が必要と認めるもの。

(注)

- ・ 土壤汚染対策法の区域指定の地区については、東京都環境局のホームページで確認できます。  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated\\_areas.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated_areas.html)
- ・ 環境確保条例の工場・指定作業場については、東京都環境局のホームページで確認できます。  
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.html>
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については、下記のホームページで確認できます。  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/03/20g36600.htm>
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設については、下記のホームページで確認できます。  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/statute\\_book.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/statute_book.html)

イ 検定内容

表一1及び表一2に定める化学性状の45項目について、土壤検定試験を実施し「土壤検定試験書(様式4)」及び「試料採取位置図」を提出して下さい。

ウ 試料採取方法

(ア) 試料採取箇所

ダイオキシン類については、掘削場所で原則100mメッシュ毎に1カ所とする。  
ダイオキシン類以外(表一1及び表一2の化学性状43項目)については、原則、50mメッシュ且つ搬出土量2,500m<sup>3</sup>毎に1カ所とする。  
ただし、トンネル工事、道路工事及び管路等の工事で、50mメッシュ及び100mメッシュによることが適切でないものについては、延長300m間隔毎に1カ所とする。

なお、上記以外の場合でも、最低1カ所より採取すること。

(イ) 試料採取地点

原則として、地山の地表面(土層最上面)より50cm前後の箇所より採取すること。

(トンネル工事等地中内の掘削工事の場合は、断面内又はその付近より採取すること。)

ダイオキシン類については、地山の地表面(土層最上面)より5cm前後の所(トンネル工事等地中内の掘削工事の場合は、断面内又はその付近)より採取すること。

※ 試料採取については、工事の内容等で採取地点及び採取試料数を定めますので、事前に東京港埠頭株式会社へ相談して下さい。

② 土壌調査書の提出

工事発注部局の担当者が「土壌調査書(様式5)」に工事現場の状況等を記入して提出すること。

なお、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき調査を行なっている場合は、その写しを提出して下さい。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の施行に伴う都有地に係る土壌汚染対策について」(平成13年9月28日付13環改有第167号環境局長通知)に基づく事前協議を行っている場合は、その写しを提出して下さい。

- 3 土質区分は、「資源の有効利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年10月25日建設省令第19号)の別表第一における第一種、第二種、及び第三種建設発生土に該当するもの。

建設発生土の区分と主な用途

区 分	主な用途
第一種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料